

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）

- 日時：令和3年2月26日（金） 午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
令和新时代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所、アドバイザー（鳥取大学 千酌教授）
- 議題：
  - （1）緊急事態宣言の一部解除に伴う対応について
  - （2）症例報告について
  - （3）その他

# 緊急事態宣言の区域変更 (2/26)

令和3年3月1日から下記のとおり区域を変更適用

(本日夕刻、政府対策本部において決定の見込み)

## ＜緊急事態措置を実施すべき期間＞

令和3年3月7日まで ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除

## ＜緊急事態措置を実施すべき区域＞

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の4都県

※岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の6府県を2月28日をもって除外

対象地域	始期	終期
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1都3県)	1月8日	3月7日
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (2府4県)	1月14日	2月28日
栃木県 (1県)	1月14日	2月7日 <sup>2</sup>

# 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言（2/25）

- 宣言解除後の最重要課題は、**感染再拡大（リバウンド）を生じさせないこと**
- 宣言が解除されると、社会の雰囲気として**感染防止策が疎かになる懸念**
- この1年間に学んだ**感染拡大の重要な契機**は、「①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）」、「②感染源としての「見えないクラスター」」、「③若年層や中年層を起点としての高齢者施設への伝播」
- **緊急事態宣言解除後の地域における対策として下記の3点を提言**

## I リバウンド防止のための日常生活の在り方

宣言解除後も基本的な感染対策を徹底（換気が良くアクリル板設置の店舗の利用、会話時のマスク着用、卒業旅行・謝恩会・歓送迎会は控える等）

※緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域の往来の際にも上記を留意

## II リバウンドの予兆の探知

隠れた感染源を早期に同定するための「深堀積極的疫学調査」の実施、無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施、高齢者施設職員に対する定期的な検査及び感染確認時の支援チームの派遣、変異株の調査

## III 予兆への迅速な対応

感染拡大の予兆が確認された場合の重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請、必要な場合には「まん延防止等重点措置」の適用

# 緊急事態宣言対象地域変更に伴う往来についてお願い

## 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 (「緊急事態宣言」対象地域)との往来

◆日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、受験など必要のあるものを除き、平日・休日を問わず**可能な限り往来を控えてください。卒業旅行も控えてください。**

◆必要があってこれらの地域に出向かれた場合でも、**会食は控えてください。**

◆これらの地域からいらっしゃった場合、**来県後14日間は、会食を控える、マスクの着用や三密を避けるなど基本的な感染症対策を徹底し、体調管理に努めるとともに、慎重な行動をお願いします。**健康状態に異常がないか観察していただき、倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

### 【受診相談センター】

受付時間:9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

### 【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆**体調に不安があるときは往来を控えてください。**

# 緊急事態宣言対象地域変更に伴う往来についてお願い

大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県(緊急事態宣言が解除された地域)との往来

◆不要不急の往来については、慎重にご判断ください。

◆これらの地域に出向かれた場合、これらの地域から来られた場合、いずれの場合も謝恩会、歓送迎会の参加は控えてください。外出は休日の混雑した場所での食事は控えるなど、すいた時間と場所を選んでください。花見は宴会なしで楽しんでください。

◆往来した方が会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・換気が良く、座席間の距離も十分に適切な大きさの亚克力板も設置され、混雑していない店を選択。
- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。
- ・できれば同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。

◆これらの地域から本県への卒業旅行、本県からこれらの地域への卒業旅行は控えてください。

◆これらの地域からいらっしゃった場合、倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間：9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外：[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆体調に不安があるときは往来を控えてください。

# 本県でのイベント開催要件

現時点では、本県の感染レベルが低いと判断されることから、県版ガイドラインの遵守を前提に、**当面4月末まで次の基準を維持することとする。**

区分	収容率等		人数上限
	歓声・声援等が想定されないもの <small>(飲食を伴うが発声のないもの(映画館等)も食事時以外のマスク着用等の対策実施を前提に当区分として取扱う)</small>	歓声・声援等が想定されるもの <small>(食事を伴うものは当区分として取扱う)</small>	
席がある場合	<b>収容率100%以内</b>	<b>収容率50%以内</b>	<b>①収容人数1万人超 ⇒収容人数の50%</b>  <b>②収容人数1万人以下 ⇒5,000人</b> <small>(注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</small>
席がない場合	<b>人と人が接触しない程度の 間隔</b>	<b>十分な人と人との間隔 (1m)</b>	

※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。

◆現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、感染防止対策を徹底した上で次の基準での実施とする。

【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数

【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m)

# 緊急事態宣言対象地域変更に伴う県庁の対応

## ■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- 「緊急事態宣言」の対象地域である東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への出張は引き続き制限する
- 上記の4都県以外の地域のうち、感染が流行している地域（「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」）への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

## ■ 職場への出勤や庁内会議等への対応

- 県内の感染状況を踏まえ、必要に応じ、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）や庁内会議におけるテレビ会議の活用等の人と人の接触を低減する取組を実施する

# 緊急事態宣言対象地域変更に伴う県庁の対応

## ■ 県外本部の対応

- 県庁内に東京本部の分室を設置しており、一定の職員を帰鳥させるなど、テレワーク中心の業務体制を継続する。現地スタッフにおいては引き続き感染予防を徹底する
- 関西本部及び名古屋代表部においては、基本的な感染対策（感染防止距離の確保、マスク着用、こまめな手洗い、手指消毒等）のほか、職場における感染対策（鳥取型オフィスシステム、共用物品の消毒、定期的な換気等）を通常よりレベルを上げて実施・徹底する

## ■ 首都圏アンテナショップの対応

- 3月7日(日)まで、とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）の営業時間の短縮（午後8時まで）を継続する

## ■ 県庁における財務業務の2系統体制

- 職員が罹患した場合においても、公金等の支払に支障がないよう、予備の執務室での業務体制を今年度内を目途に継続する
  - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離
  - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

# 県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の概要について

(県内209、210例目(鳥取市保健所管内78、79例目)・第2報)

## 【県内209、210例目（鳥取市保健所管内78、79例目）】

### 1 患者の概要（2月26日正午現在）

	年代	性別	居住地	職業	経過等（発症2日前以降）	備考
<p>県内209例目 (鳥取市保健所管内78例目)</p>	非公開	非公開	鳥取市			
<p>県内210例目 (鳥取市保健所管内79例目)</p>	非公開	非公開	鳥取市			

### 2 発症日からから14日前までの国外、県外の移動歴 :

# 対応方針

## ＜市の対応＞

### 1. 陽性者の対応

入院協力医療機関に入院

### 2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定  
→ 最終接触日より2週間の健康観察及び外出自粛要請
- 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査

### 3. 職員の陽性が確認された鳥取市立病院の対応

病院内での濃厚接触者及び接触者の範囲は、勤務する病棟内に限られていることが確認できているため、今後の対応は以下のとおりとする。

1. 濃厚接触者及び当該病棟職員全員及び当該病棟の入院患者全員のPCR検査を実施
2. 当該病棟の新規入院は、PCR検査結果が確認できるまで当面休止し、他病棟で対応
3. 外来診療は、通常どおり実施

# 対応方針

## 4. 児童の陽性が確認された米里小学校の対応

感染拡大防止のため2月26日(金)～3月4日(木)まで臨時休業とし、今後の対応は、以下のとおりとする。

1. 学校内の消毒
2. 陽性者の行動歴の確認及び濃厚接触者の特定のため保健所に協力
3. 児童・教員のPCR検査を実施

## <県の対応>

- 感染拡大に備え鳥取市保健所の応援を行うための態勢を継続
- 県衛生環境研究所で変異株のスクリーニング(PCR検査)を実施
- 鳥取市立病院の対応(救急患者の一時受入休止)を受け、主な救急告示病院に救急患者の受入協力を依頼

# 医療提供体制

## 1. 入院体制(2月26日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
317床	218床	3人	1%	1%

## 2. 宿泊療養体制(2月26日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者	備考
東部	66室	0人	8月13日開設
西部	40室	0人	1月12日開設

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報（2月26日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	2/26～
中部地区	—	2/5解除
西部地区	—	2/12 解除

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

## <感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化>

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

## <保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続>

リエゾン派遣、疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を継続

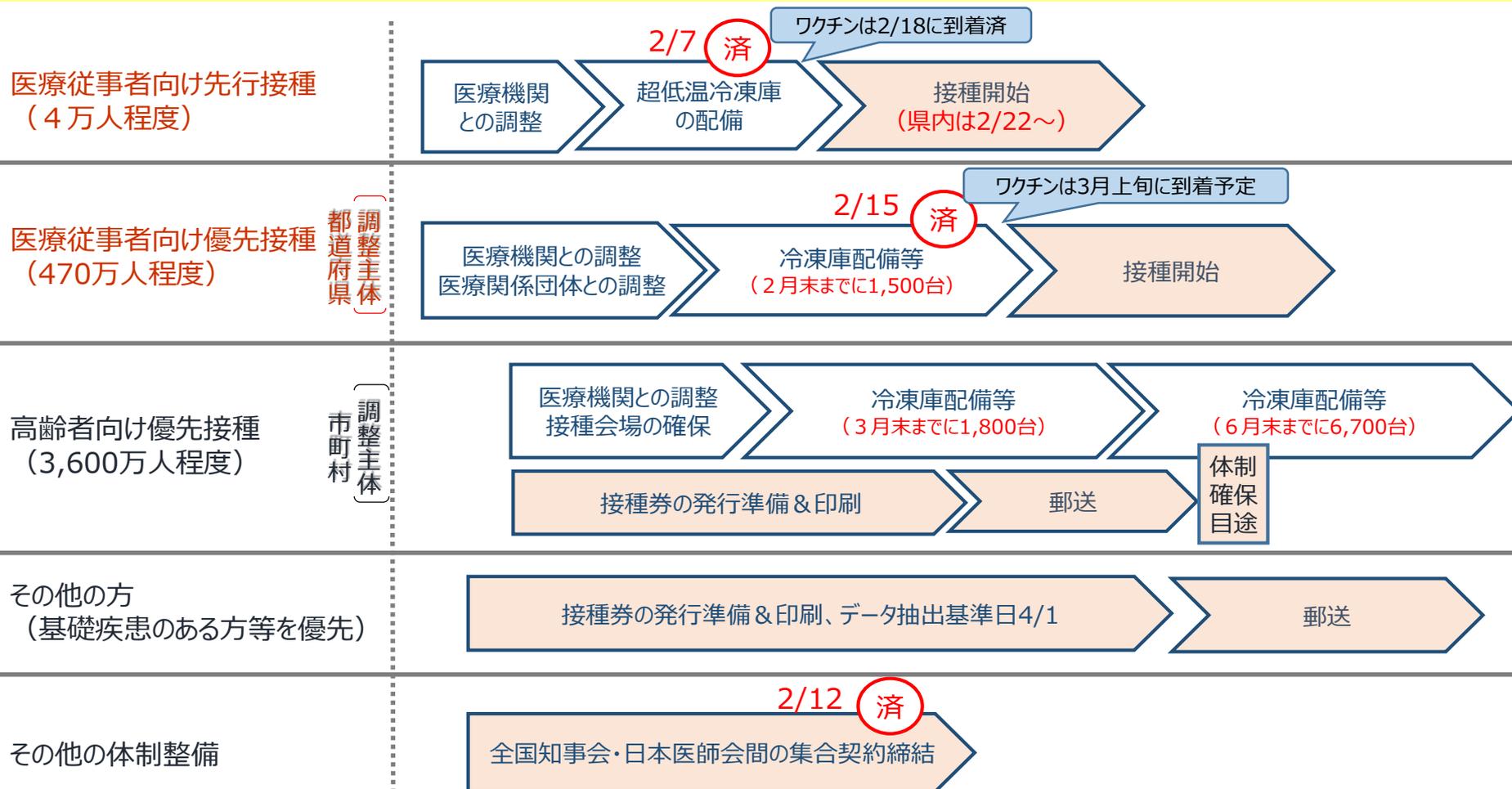
# 分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 2月26日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	1% (3/218床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	1% (3/317床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			0.5人 (実数3人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※2/19~2/25発表分		0.1% (1/1,173人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は2/19~2/25発表分で集計		0.2人 (実数1人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (1人/0人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		100% (1/1人)	50%以上	

⑤、⑥の指標はステージⅢの目安を上回っているが、その他の指標は大幅に下回っており、本県はステージⅢに達していないと考えられる。

# 新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、市町村と連携して、接種体制を整える。



注：優先順位は検討中の案に基づく

# 新型コロナウイルスワクチンの特性と開発状況

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
ワクチンの種類	mRNAワクチン	ウイルスベクターワクチン	mRNAワクチン
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
バイアル開封後の保存条件	(冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行う) (室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたものの以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 <u>希釈不要</u>	(一度針をさしたものの以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) <u>希釈不要</u>
保管方法	・医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C)		・医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)
薬事承認申請日	R2.12.18	R3.2.5	-
薬事承認日	R3.2.14 特例承認	-	-

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.0版)を参考に作成

	ジョンソン&ジョンソン(ヤンセン社)(米)	サノフィ社(仏)	ノババックス社(米)	塩野義製薬感染研/UMNファーマ(日)	第一三共 東大医科研(日)	アンジェス 阪大/タカラバイオ(日)	KMバイオロジクス 東大医科研/感染研/基盤研(日)	IDファーマ感染研(日)
ワクチンの種類	ウイルスベクターワクチン	組換えタンパクワクチン mRNAワクチン	組換えタンパクワクチン	組換えタンパクワクチン	mRNAワクチン	DNAワクチン	不活化ワクチン	ウイルスベクターワクチン
取組状況	米・英等で第Ⅲ相試験実施中 国内治験を2020年9月から実施中。	組換えタンパクワクチンは、米で第Ⅰ/Ⅱ相試験を実施中。	英、米等で第Ⅲ相試験実施中	第Ⅰ/Ⅱ相試験を開始(2020年12月)	動物試験	第Ⅱ/Ⅲ相試験を実施中	動物試験	動物試験
目標・見通し	2021年から大量供給を目指す。	組換えタンパクワクチンは、上手くいけば2021年第4四半期に実用化の見込み。	2020年遅くに1億回分/年生産が目標。	2021年末までに3000万人分の生産体制構築を目標。	最短で2021年3月から臨床試験開始の意向。	大規模第Ⅲ相試験を2021年内に開始の意向。	最短で2021年1月から臨床試験開始の意向。	最短で2021年3月から臨床試験開始の意向。

厚生労働省HP ワクチン開発と見通しを参考に作成(海外:1月20日時点、国内:12月24日時点)

# 本県における医療従事者等優先接種の進め方

- 医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種について、国から供給されるワクチンが一度に十分な分量が来ないことが想定されるため、本県では、新型コロナウイルス患者（疑い患者含む）との接触の可能性等を勘案して、以下のとおり**段階的に接種を進める**。 ※当面は、**新型コロナの治療に直接携わる医療職（医師・看護師、技師等）を優先して接種**

ワクチンは2/18に各病院に1箱ずつ到着済

3/1の週と3/8の週に本県には計6箱（7,020回分）のワクチン割り当てられることから、**東部3、中部1、西部2**で割り当てる。（3週間後に同数が割り当て予定）

接種開始時期  
(予定)

2/22

3月上旬

ワクチン供給スケジュールを考慮し、当面は医療職(約6,600人)を優先して接種

	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5		
対象機関	先行接種対象医療機関 3病院 ・鳥取医療センター ・米子医療センター ・山陰労災病院 	感染症指定医療機関・協力病院16病院 (新型コロナの治療に直接携わる <b>医療職</b> ) 	感染症指定医療機関・協力病院16病院(その他の職) ※ 医療職のうち4月以降入職者もグループ3とする。 	その他の病院 23病院 	医科診療所関係者 	歯科診療所、薬局関係者  	自治体関係者等  
対象人数	1,733人	6,594人	2,740人	9,488人	4,366人		
累計人数	1,733人	8,327人	11,067人	20,555人	24,921人		
全体に占める割合	7%	33%	44%	82%	100%		

※ 接種開始時期についてはあくまで想定であり、国のワクチン供給スケジュールに左右されます。人数や割合についてもあくまで現時点の想定。

# 医療従事者等の優先接種の全体像について

接種予定医療従事者等の総数(R3.2.17時点推計) : 24,921人

接種場所は最終調整中

所属機関	取りまとめ団体	接種場所	具体的な接種場所（圏域別）及び接種予定者数		
			東部	中部	西部
基幹病院（3病院）	各病院	自施設内	県立中央病院 1,331人	県立厚生病院 698人	鳥取大学医学部附属病院 2,523人
上記以外の病院 (40病院)	各病院	自施設内	圏域内の各病院 4,281人	圏域内の各病院 2,259人	圏域内の各病院 4,927人
診療所	各地区医師会	各地区医師会で定める場所	東部医師会急患診療所 東部医師会館 1,700人	県中部総合事務所 646人	西部医師会急患診療所 2,190人
歯科診療所	歯科医師会	県で定める場所	東部医師会館 (※1) 652人	県中部総合事務所 212人	米子コンベンションセンター (※2) 613人
薬局	薬剤師会		東部医師会館 446人	県中部総合事務所 236人	米子コンベンションセンター (※2) 493人
自治体職員等	県 (健康政策課)		健診センター (保健事業団) 652人	中部健康管理センター (保健事業団) 314人	米子コンベンションセンター 748人

※1 東部の歯科診療所の職員については、東部医師会館のほか、県立中央病院(399名)、鳥取市立病院(155名)に分けて実施。

※2 南部町・日南町・日野町に所在する歯科診療所及び薬局の職員については、それぞれ西伯病院、日南病院、日野病院で接種を行う。

# 高齢者向け接種用ワクチン

## 【鳥取県に対するワクチン出荷(案)(R3.2.24厚生労働省事務連絡)】

### ◆4月12日から数量を限定し、全国で実施

＜鳥取県への出荷予定＞ ※2回接種分、1箱(195バイアル)5人分で計算

4月 5日の週: 2箱( 1箱( 975人分)×2回分)

4月12日の週: 10箱( 5箱( 4,875人分)×2回分)

4月19日の週: 10箱( 5箱( 4,875人分)×2回分)

計 22箱(11箱(10,725人分)×2回分)

### ◆4月26日の週から、すべての全市町村に行き渡る数量のワクチンの配送予定

⇒今後のワクチン配送は、医療従事者等への優先接種分も含めて、現段階で明確でなく、それぞれの接種時期の重複にも注意が必要。

## 【高齢者向け接種用ワクチン配送(案)】

案1 19市町村すべてに配送

案2 11市町村を選定し配送

### ＜県の考え方＞

案1を採用したい。

⇒各市町村に1箱ずつ配分。残り3箱は県で保管し、接種準備状況を勘案しながら小分け配分。

# ワクチンプール方式で県が調整する進め方

## 1. 県から市町村への配分の考え方

国から県への配分量や各会場、施設等の準備状況など、市町村の意向も勘案し、県が調整して各市町村に配分する。

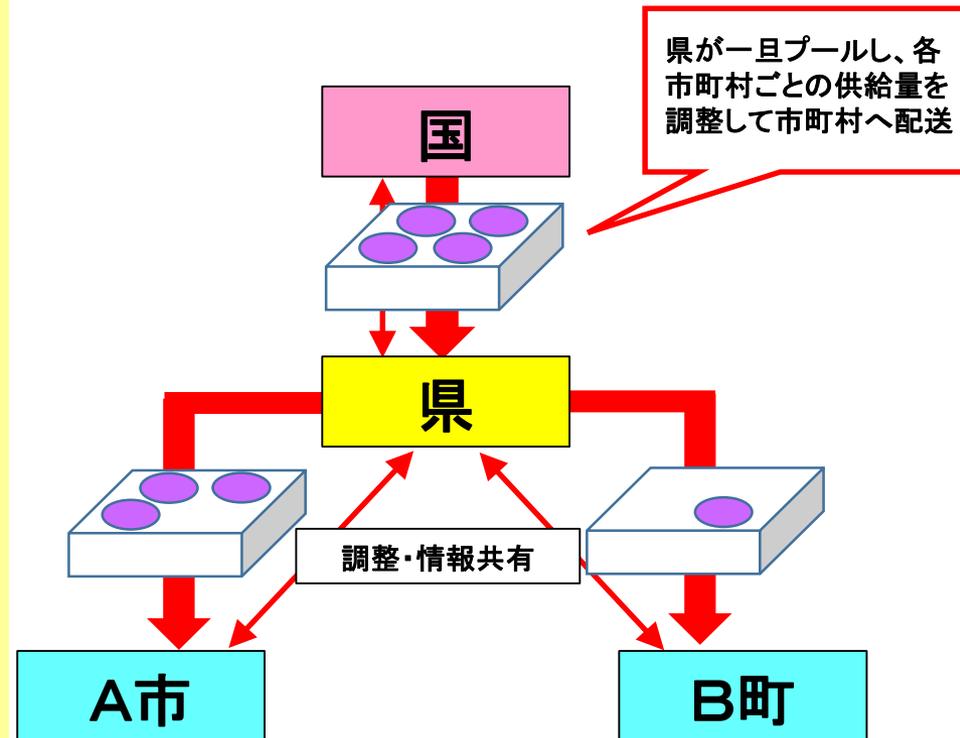
## 2. 各市町村における優先接種順位付けの例

(例)各市町村で実施される集団接種会場での  
試行的接種

※先行接種余剰分の調整、接種協力医療機関の接種医等への事前接種など今後検討

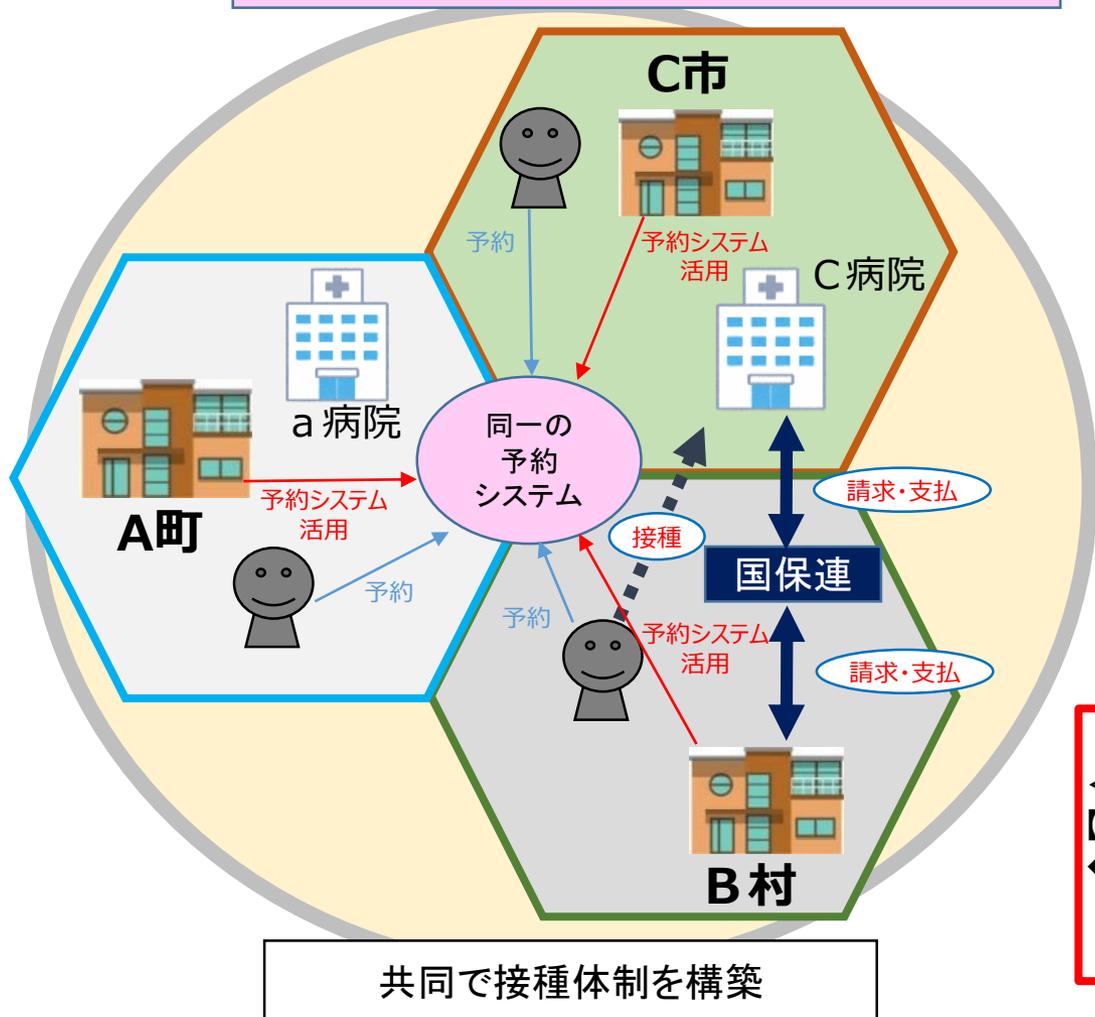
(例)陽性例発生の場合、クラスター化が懸念されたり、認知症等の特性により医療機関の入院に困難が想定される高齢者施設等の入所者及び介護従事職員

## < 鳥取県独自のプール方式イメージ >



# 複数市町村による共同接種体制の構築

・中部圏域で同一の予約システムを活用することによる予約の一元化に向け調整中



- 近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。
- 費用請求についても、医療機関が直接各自治体に請求することも可能。（同一市町村内接種と同様の取扱い）
- 医療機関の負担軽減を図るため、費用の請求・支払い事務を国保連を通じて行うことも調整中。

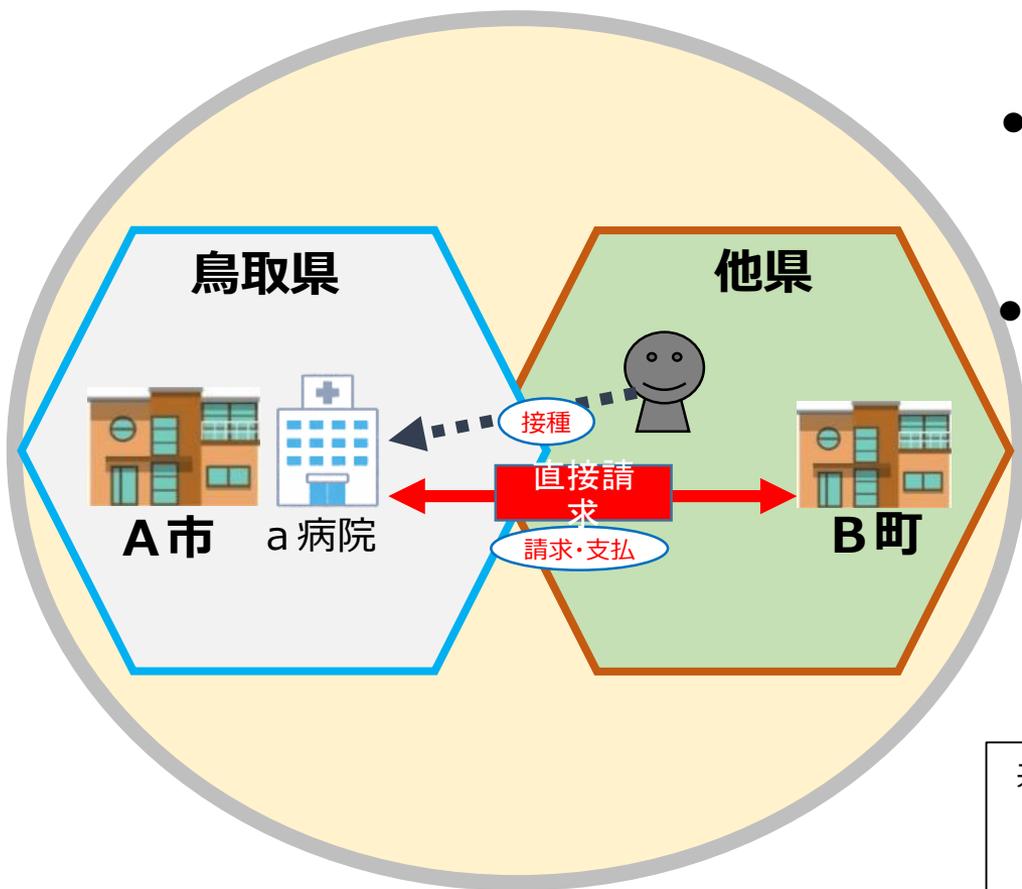
<その他県内の主な検討状況>

【西部圏域】

◆伯耆町の集団接種会場へ日野病院からの医師派遣

# 県域を越えた共同接種体制の構築

イメージ



共同で接種体制を構築

- 県域を越えても、近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。また、対象者は、やむを得ず住所地外で接種する者に限らず、勤務の実態に応じた接種など実態に合わせた幅広い者を含むことができる。
- 費用請求については、市町村内接種と同様に医療機関が直接各自治体に請求するが、地域での取り決めにより支払い事務を委託できる。

共同接種体制構築に当たり検討すべき事項

- ・県外者の接種に係る市町村の同意
- ・ワクチン配分量の調整
- ・支払い事務の委託先

# 新型コロナウイルスワクチンに関する相談体制

- ワクチン接種に関し、接種後の副反応に係る相談といった医学的知見が必要となる専門的な相談窓口を、**3月8日（月）に開設**。（鳥取県看護協会に委託）

## ワクチン接種に関する専門的な相談は「ワクチン相談センター」 にご相談を

- ワクチンの副反応や効果、かかりつけ医がないなど、ワクチン接種に関する専門的な相談は、**「新型コロナウイルス相談センター」**にご相談ください。

受付時間	連絡先
9:00～17:15 ※土日祝日含む	<b>(電話) 0120-000-406</b>
	<b>(ファクシミリ) 0857-50-1033</b>

### (参考) 相談体制の役割分担

- 接種場所や時間、クーポン券発行など、住民や医療機関からの一般的な問い合わせ … 各市町村の相談窓口（コールセンター）
- 持病があるなど自らの体調への不安、ワクチン接種後の副反応を疑う症状など … かかりつけ医若しくは接種医
- ワクチンに係る個別具体的な問い合わせ … 各ワクチンメーカーのコールセンター